

\*\*\*\*\*

定 款

\*\*\*\*\*

日進工具株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日進工具株式会社と称し、英文では NS TOOL CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種切削工具の製造、販売並びに輸出入
2. 各種治工具の製造、販売並びに輸出入
3. 各種金型工具の製造、販売並びに輸出入
4. 各種工作機械の製造、販売並びに輸出入
5. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

## 第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他の法令に定める事項を記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数及び選任方法)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は6名以内とする。

2. 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
4. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
5. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の解任)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第22条 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長1名を定め、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

2. 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。
3. 取締役会はその決議によって、社長のほかに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社の代表取締役若干名を選定する。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の招集者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他の法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(業務執行)

第29条 社長は、当会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が社長の職務を代行する。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める額を限度として免除することができる。

## 第5章 監査等委員および監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当会社は監査等委員会を置く。

(常勤監査等委員)

第33条 監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第34条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

2. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度及び決算期)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当)

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭の場合は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第54回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### 定款変更事項

1. 昭和54年12月6日株式会社改組において作成

2. 第2条目的：昭和57年10月25日整備追加

3. 第1条商号：平成3年9月1日変更

4. 第5条発行する株式の総数：

昭和57年10月25日	6万株
平成2年10月20日	16万株
平成3年9月1日	30万株
平成14年2月22日	80万株

5. 第20条：平成6年10月25日変更

(商法改正による)

6. 第26条：平成14年3月31日変更

7. 商法改正による変更等：平成15年6月27日

第8条・第9条、株式失効制度の創設に伴う株式取扱規程の改定

第14条、株主総会の決議の方法・特別決議の定足数の条項の追加

第26条、監査役の員数及び選任方法

第27条、監査役の任期

第31条、中間配当制度の導入

8. 第5条（会社の発行する株数）：平成16年3月5日改定

株式分割の割合である1：3に応じて増加。

9. 株式ジャスダック上場を控えての変更等：平成16年6月29日改定

第4条 広告の方法（変更）

第5条 発行する株式総数（変更）

第6条 株式の譲渡制限（削除）

第7条 端株制度の不採用（削除）

第6条 1単元の株式の数の条項（追加）



- 第7条 単元未満株の不発行の条項（追加）
- 第8条 名義書換代理人（変更）
- 第9条 株式取扱規程（変更）
- 第11条 招集時期（変更）
- 第13条 議決権の代理行使（変更）
- 第15条 議事録（変更）
- 第16条 取締役の員数及び選任方法（変更）
- 第23条 取締役会の議事録（変更）
- 第26条 取締役の責任免除（追加）
- 第27条 監査役の員数及び選任方法（変更）
- 第28条 監査役の任期（変更）
- 第29条 監査役の報酬及び退職慰労金（変更）
- 第30条 監査役の責任免除（追加）
- 第31条 営業年度及び決算期（変更）
- 第32条 利益配当金（変更）
- 第33条 中間配当（変更）
- 第34条 配当金等の除斥期間（変更）
- 附則 追加

10. 附則削除：平成16年10月1日

11. 保管振替制度利用に伴う変更：平成17年6月29日

- 第8条 名義書換代理人（変更）
- 第9条 株式取扱規程（変更）
- 第10条 基準日（変更）

12. 会社法施行に伴う変更：平成18年6月26日

- 第4条 公告方法（変更）
- 第5条 発行可能株式総数（変更）
- 第6条 単元株式数（変更）
- 第7条 株券の発行（変更）
- 第8条 単元未満株式についての権利（新設）
- 第9条 株主名簿管理人（変更）
- 第10条 株式取扱規程（変更）
- 第11条 基準日（変更）
- 第14条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（新設）
- 第15条 議決権の代理行使（変更）
- 第16条 決議の方法（変更）
- 第17条 議事録（変更）
- 第18条 取締役会の設置（新設）

- 第19条 取締役の員数及び選任方法（変更）
  - 第20条 取締役の解任（新設）
  - 第21条 取締役の任期（変更）
  - 第22条 役付取締役及び代表取締役（変更）
  - 第27条 取締役会の決議の省略（新設）
  - 第28条 取締役会の議事録（変更）
  - 第30条 報酬等（変更）
  - 第31条 取締役の責任免除（変更）
  - 第32条 監査役の設置（新設）
  - 第33条 監査役の員数及び選任方法（変更）
  - 第34条 監査役の任期（変更）
  - 第35条 監査役の報酬等（変更）
  - 第36条 監査役の責任免除（変更）
  - 第37条 事業年度及び決算期（変更）
  - 第38条 期末配当（変更）
  - 第39条 中間配当（変更）
  - 第40条 配当金等の除斥期間（変更）
13. 平成19年6月26日変更
- 第4条 公告方法（変更）
  - 第6条 自己の株式の取得（新設）
  - 以下条文繰り下げ
14. 決済合理化法施行に伴う変更：平成21年6月26日
- 第8条 株券の発行（削除）
  - 以下条文繰り上げ
  - 第8条 単元未満株式についての権利（変更）
  - 第9条 株主名簿管理人（変更）
  - 第10条 株式取扱規程（変更）
  - 附則（新設）
15. 附則削除：平成21年1月6日
16. 監査役会及び会計監査人設置に伴う変更：平成22年6月25日
- 第5章 監査役及び監査役会（変更）
  - 第32条 監査役の設置（変更）
  - 第33条 監査役の員数及び選任方法（変更）
  - 第35条 監査役会の招集通知（新設）
  - 第36条 監査役会規程（新設）
  - 第37条・第38条 条文繰り下げ
  - 第6章 会計監査人（新設）

第39条 会計監査人の設置（新設）

第40条 会計監査人の選任（新設）

第41条 会計監査人の任期（新設）

以下条文繰り下げ

17. 株式分割に伴う変更：平成24年10月1日

第5条 発行可能株式総数（変更） 480万株

18. 株式分割に伴う変更：平成26年10月1日

第5条 発行可能株式総数（変更） 960万株

19. 監査等委員会設置会社施行に伴う変更：平成27年6月26日

第14条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（変更）

第16条 決議の方法（変更）

第19条 取締役の員数及び選任方法（変更・追加）

第21条 取締役の任期（変更・追加）

第22条 役付取締役及び代表取締役（変更）

第24条 取締役会の招集者及び議長（変更）

第25条 取締役会の招集手続（変更）

第29条 業務執行（変更）

第30条 報酬等（変更）

第5章 監査役及び監査役会 第32条から第38条（削除）

第5章 監査等委員及び監査等委員会 第32条から第35条（新設）

以下条文繰り下げ

附則 監査役の責任免除に関する経過措置（新設）

20. 株式分割に伴う変更：平成29年1月1日

第5条 発行可能株式総数（変更） 1,920万株

21. 株式分割に伴う変更：2021年4月1日

第5条 発行可能株式総数（変更） 3,840万株

22. 監査等委員である取締役増員に伴う変更：2021年6月22日

第19条 取締役の員数及び選任方法（変更）

23. 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更：2022年6月22日

第14条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（削除）

第14条 電子提供措置等（新設）

附則（新設）

附則 第1条（条数追記）

附則 第2条（新設）